

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 阿 久 根 由 美 子
日 時	平 成 2 6 年 1 1 月 2 0 日 ( 木 曜 日 )		開 議 午 前 1 0 時 2 3 分 閉 議 午 後 2 時 4 0 分	
出 席 委 員	湊 藤本 並河 中村 中澤 石野 馬場 ( 菱 田 欠 席 ) < 明 田 議 長 小 島 副 議 長 > [ 委 員 外 議 員 ] 木 曾			
執 行 機 関 出 席 者	栗 山 市 長、岸 企 画 管 理 部 長、門 総 務 部 長、木 村 総 務 部 税・財 政 担 当 部 長			
事 務 局 出 席 者	藤 村 局 長、山 内 次 長、山 崎 係 長、坂 田 主 任、阿 久 根 副 課 長			
傍 聴	可	市 民 名	報 道 関 係 者 名	議 員 2 名 ( 酒 井、井 上 )

## 会 議 の 概 要

1 0 : 2 3

[ 湊 委 員 長 開 議 ]

< 湊 委 員 長 >

今日 の 委 員 会 は 菱 田 委 員 が 欠 席 で、木 曾 議 員 が 委 員 外 議 員 と し て 出 席 さ れ て お り 発 言 を 認 め る。

1 1 2 月 亀 岡 市 議 会 定 例 会 に つ い て

[ 事 務 局 長 説 明 ]

2 議 案 の 概 要 説 明 に つ い て

1 0 : 2 4

[ 市 長 等 入 室 ]

[ 市 長 あ い さ つ、総 務 部 長 及 び 総 務 部 税・財 政 担 当 部 長 説 明 ]

< 総 務 部 長 >

明日、衆議院が解散される模様である。解散すれば選挙費予算3,800万円を専決処分し、議案を送付する。第1議案の一般会計予算案は3号から4号に変更となる。改めて送付する。

[ 市 長 等 退 室 ]

1 0 : 5 0

3 1 2 月 定 例 会 日 程 ( 案 )

4 開 会 日 ( 1 1 月 2 7 日 ) 議 事 日 程

[ 事 務 局 長 説 明 ]

< 事 務 局 長 >

衆議院解散により選挙費予算の専決処分が行われた場合は、日程第3が「報告第1号及び第1号議案から第25号議案まで」となる。

< 中 澤 委 員 >

申合せでは議会選出監査委員は一般質問を行わないことになっているが、西村議員

は15期最後なのでしたいとの意向である。諮ってもらいたい。

< 湊委員長 >

議1号議案は幹事会后協議を行う。一般質問の申合せの状況は。

< 事務局長 >

先例・申合せとなっている。議運で決定し、することになれば特例扱いとなる。

< 馬場委員 >

監査は業務量過多の状況であるが、本人が出来ると言うのであればすればよい。

< 中澤委員 >

本人はやりたいと思っている。

< 馬場委員 >

議員の質問権は保障すべきである。

< 湊委員長 >

反対はないということか。

< 藤本副委員長 >

監査委員として業務を知っている中で質問するのはどうかと思う。

< 木曾議員 >

質問権は保障すべき。監査業務には触れないことを条件に質問すればよい。

< 湊委員長 >

質問は精査し、監査委員も今回は質問できることを決定する。

## 5 議第1号議案について

< 湊委員長 >

幹事会終了後、協議する。

## 6 陳情・要望について

< 事務局長 >

2件を受け付けている。横田めぐみさん拉致事件に関する陳情は内容が委員会審査に相応しいものではなく議長供覧となった。

## 7 決算審査総括について

< 事務局長 >

別紙 3の様式で12月5日(金)までに会派で意見を取りまとめ報告願う。会派に属さない議員は各自で報告願う。

< 湊委員長 >

報告願う。

## 8 条例、規則の見直しについて

< 事務局長 >

定例会中に検討願いたい。前回の定数改正の際もこの時期に委員会条例を改正されている。25年3月から議長と監査委員は常任委員にならないこととしている。委員数に合わせその点も検討願う。別紙の資料のとおり、地方自治法109条で必ず一の常任委員になることとされていたが、改正により複数所属が可能となり各自治体の条例で定めることとされた。法の趣旨、標準委員会条例によると議員は少なくとも

1 常任委員会に所属するのが原則である。ただ議長だけは地方自治法 105 条でどの委員会にも出席でき、発言が担保されていることから常任委員に選任されないことも出来るが、議選の監査委員は発言を担保されていない。原則の面からも今一度検討願う。会派で検討いただき次回委員会で協議し、最終日提案になればと考えている。

傍聴規則は情報機器の携帯等状況が変化しており改正すればよいと思っている。次回意見をまとめてもらいたい。

< 湊委員長 >

次回協議する。会派で意見をまとめてもらいたい。

## 9 その他

[事務局長 説明]

< 事務局長 >

執行部から委員会で説明時に録音したいとの申し出がある。業務以外の使用はしないことを徹底したうえでの許可について協議願う。

< 湊委員長 >

意見を。

< 馬場委員 >

事務局で撮った録音を提供すればよい。

< 中澤委員 >

執行部も必要だと思う。認めてもよい。

< 木曾議員 >

事務局から渡せばよい。

< 中澤委員 >

反対するほどのことでもない。

< 木曾議員 >

傍聴者に認めていないことからしても、認められない。

< 湊委員長 >

事務局から提供し対応することとする。

11 : 15

休憩

14 : 35

## 5 議第1号議案について

[事務局長 説明]

< 湊委員長 >

発議者は各会派の幹事長でどうか。 全員 了

14 : 40